

2008年7月28日

農林水産大臣 若林 正俊 殿

要 請 書

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団

6月27日、佐賀地裁は、深刻な漁業被害に苦しむ有明海漁民とこれを支援する市民たちが、潮受堤防の撤去、排水門の開門を求めて提起した「よみがえれ！有明訴訟」において、漁民・市民の切実な願いを受け入れ、判決確定から3年以内に開門し、以後、5年間にわたって開門を継続することを命じる画期的な勝訴判決を言い渡した。

この歴史的判決が認めたように、深刻な漁業被害は、いまや待ったなしで、「開門」を必要としている。排水門の開放をしないまま、今のままの状態に潮受堤防を存続させるかぎり、漁業被害は年々累積的にその被害を拡大し続けるであろう。

それにもかかわらず、国は佐賀地裁判決を不服として控訴した。同時に、若林農水大臣は、「開門調査のための環境アセスメントを行う」との談話を発表した。

しかし、この農水大臣談話について、大多数の国民は、開門調査を否定するためのアセスを行おうとしているものと受け取っている。

そもそも、判決で明確に開門が命じられており、今さらアセスは必要でないことは明らかである。それなのに、なぜアセスを行う必要があるのか。その点に関して貴省は一切の合理的説明を行っていない。

われわれは貴省に対し、有明海漁業存亡の危機を打開するため、ただちに開門に向けた協議を開始することを求める。

そこで、貴省において、以下の行動を取ることを強く要請する。

記

- 1 調整池の水を使用しない代替水源案を早急に検討すること
- 2 潮受堤防南北両排水門の具体的開門方法については原告らと協議の場を持つこと

以上